**土木情報システムに係る大判プリンタの**

**賃貸借及び保守業務仕様書**

**令和７年８月**

**福岡県　県土整備部　県土整備企画課**

１．納品期限

　令和７年１０月１５日

２．賃貸借期間

令和７年１０月１６日から令和１２年１０月１５日（60か月）

※契約締結から賃貸借期間開始までの期間で機器の設置等を行う。

３．本契約に含む内容

○契約締結～賃貸借期間前

（1）機器の配送、設置

場所及び台数は別紙３のとおり

（2）機器の設定

庁内ＬＡＮへの接続とそれに必要な設定

（3）管理ラベル作成及び貼付け

ラベルイメージは以下（機器管理番号とIPの対応一覧は契約後に県から提供）。

土木情報システム　R7年10月導入

機器管理番号：（2580XXXX）

ＩＰ：XX.XX.XX.XX"

※必要に応じ別途、受注者が独自形式の管理ラベルを貼付け。

○賃貸借期間中

（1）機器（大判プリンタ）賃貸借費用

仕様及び数量は別紙１のとおり

（2）賃貸借期間中の機器保守

保守の内容は別紙２のとおり

（3）機器の動産保険

別紙１　仕様要件

大判プリンタの仕様（必要スペック）は、表１及び表２に示す仕様と同等以上のもので調達時点での最新機種とすること。

表 1　大判プリンタ仕様要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項番** | **項　目** | **要　件** |
| 1 | 調達台数 | 28台（全て同一機種とすること） |
| 2 | プリント方式 | インクジェット方式 |
| 3 | 最高解像度 | 2400dpi×1200dpi 以上 |
| 4 | 最大用紙幅 | 914mm（36inch/A0ノビ）以上 |
| 5 | 印刷スピード | 30秒／枚以上（A1、普通紙ロール、高速モード |

表2　大判プリンタ（スキャナー機能付き）仕様要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項番** | **項　目** | **要　件** |
| 1 | 調達台数 | １台 |
| 2 | プリント方式 | 表１と同じ |
| 3 | 最高解像度 |
| 4 | 最大用紙幅 |
| 5 | 印刷スピード |
| 6 | スキャニング幅 | 914㎜ |

別紙２　保守業務明細表

|  |  |
| --- | --- |
| 保守の対象 | 別紙１に掲げる大判プリンタ |
| 保守期間 | 令和７年10月16日から令和12年10月15日（60か月） |
| 保　守　の　方　法 | |
| 緊急保守 | 緊急保守や修理を要する場合、発注者または発注者が委託するシステム運用業者（以下、「発注者等」という。）の要請に基づき、県内の拠点から速やかに担当技術者を発注者等の指示する場所へ派遣して必要な保守業務を行うこと。  　なお、保守業務は、発注者等と協力して行うこととし、最終的な動作確認まで立ち会うこと。 |
| 業　務　内　容 | |
| 1. 清掃、注油及び一般調整 2. 異常の有無の点検 3. 必要な装置の機能検査 4. 復旧作業に伴う当該物件の搬出入及び調整 5. 発注者の責任によらない故障等に伴う部品交換及び調整（プリントヘッド交換を含む）   ※インク、用紙、トナー等の消耗品の供給は本件保守には含まない。 | |
| そ　の　他 | |
| 報告書 | 保守点検終了後、報告書を提出すること。　※様式の指定なし |
| 派遣場所 | 別紙３のとおり |
| 業務時間 | 原則として保守作業は以下の期間の対応とする。  ・県の休日（福岡県の休日を定める条例第１条第１項に規定）を除く日  ・午前9時から午後5時までの間  ただし、作業が上記の時間から開始された場合はこの限りではない。 |

別紙３

納入（設置）場所一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **本庁・事務所名** | | **住所** | **台数** |
| １ | | 福岡県庁　県土整備企画課 | 福岡市博多区東公園７－７　６F　県土整備企画課 | １※ |
| ２ | | 福岡県土整備事務所 | 福岡市東区箱崎１－１８－１　粕屋総合庁舎内 | ２ |
| ３ | | 福岡県土整備事務所 前原支所 | 前原市浦志２丁目３番１号　糸島総合庁舎内 | １ |
| ４ | | 久留米県土整備事務所 | 久留米市合川町１６４２番地の１　久留米総合庁舎内 | ２ |
| ５ | | 南筑後県土整備事務所 | 大牟田市小浜町２４－１　大牟田総合庁舎内 | ２ |
| ６ | | 南筑後県土整備事務所　柳川支所 | 柳川市三橋町今古賀８－１　柳川総合庁舎内 | １ |
| ７ | | 直方県土整備事務所 | 直方市日吉町９－１０　直方総合庁舎内 | ２ |
| ８ | | 京築県土整備事務所 | 豊前市大字八屋2007-1　豊前総合庁舎内 | ２ |
| ９ | | 京築県土整備事務所　行橋支所 | 行橋市中央１－２－１　行橋総合庁舎内 | １ |
| 10 | | 朝倉県土整備事務所 | 朝倉市甘木２０１４－１　朝倉総合庁舎内 | ２ |
| 11 | | 八女県土整備事務所 | 八女市本村字深町２５　八女総合庁舎内 | ２ |
| 12 | | 北九州県土整備事務所 | 北九州市八幡西区則松３－７－１　八幡総合庁舎内 | ２ |
| 13 | | 北九州県土整備事務所　宗像支所 | 宗像市東郷１－２－１　宗像総合庁舎内 | １ |
| 14 | | 田川県土整備事務所 | 田川市大字伊田４５４３－１ | ２ |
| 15 | | 飯塚県土整備事務所 | 飯塚市新立岩８－１　飯塚総合庁舎内 | ２ |
| 16 | | 那珂県土整備事務所 | 大野城市白木原３－５－２５　筑紫総合庁舎内 | ２ |
| 17 | | 苅田港務所 | 京都郡苅田町港町29 | １ |
| 18 | | 流域下水道事務所 | 大野城市白木原３－５－２５　筑紫総合庁舎内 | １ |

※スキャナー機能付き大判プリンタ―

基本的に福岡県内とし、上記に限らず、事務所等が増えた場合や移動した場合も

保守対応を行うものとする。